

様式第16号(第15条関係)

開発許可を受けた者の住所及び氏名	米子市新開六丁目3番7号			地位の承継	承継人の住所及び氏名
	株式会社ここあす 代表取締役 鷲見一平				
開発許可の年月日及び番号	平成29年 7月 5日	建指起第1711号-2		承継(受理)年月日	承継の原因
許可内容	開発区域に含まれる地域の名称	米子市 上福原 字下築田 302番 1			備考 1 市街化調整区域の場合その該当する許可基準等 法 34 条第 1 号 日用利便施設「自動車修理工場」 2 許可条件 (1) この許可に係る行為については、農地法その他の法令による必要な許可を受けた後に着手すること (2) 開発行為に関する工事が完了したときは、速やかに工事完了届を提出し、検査を受けるとともに、公共施設の附属がある場合は、公共施設管理者に附属申込書を提出すること (3) 万一当該開発行為を中断又は廃止することになった場合は、適切な防災措置を講じた上、速やかに米子市に届け出ること (4) 法第36条第3項の公告があるまでの間は、建築物を建築し、又は特定工作物を建設することはできません
	開発区域の面積	880.62㎡	工区別面積		
	予定建築物等	自動車修理工場、事務所・倉庫 (自己用)			
	法第41条第1項の規定による制限の内容				
変更許可	年月日	変更の内容			
	平成29年10月 2日	敷地境界線の変更、予定建築物の配置等の変更に伴う進入路及び排水管接続位置の変更			
完了検査	工区名	検査年月日	検査済証	完了公告の年月日及び番号	
		平成30年 1月29日	平成30年 2月 2日 建指起第5939号-3	平成30年 2月 8日 第 22号	